

## 第1回古平町議会臨時会 第1号

平成27年2月18日(水曜日)

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第 1号 平成26年度古平町一般会計補正予算(第9号)
- 5 議案第 2号 古平町地域福祉センターの指定管理者の指定について
- 6 議案第 3号 古平町温泉保養センターの指定管理者の指定について
- 7 議案第 4号 古平町あいらんど広場の指定管理者の指定について
- 8 議案第 5号 古平家族旅行村の指定管理者の指定について

### ○出席議員(9名)

議長10番	逢見輝	続君	2番	岩間修身	君
3番	中村光	広君	4番	本間鉄男	君
5番	堀清	君	6番	高野俊和	君
7番	木村輔	宏君	8番	真貝政昭	君
9番	工藤澄	男君			

### ○欠席議員(0名)

### ○出席説明員

町	長	本間順司	君
副町	長	田口博久	君
教	育	成田昭彦	君
総務課	長	小玉正司	君
会計管理者		白岩豊	君
財政課	長	三浦史洋	君
民生課	長	和泉康子	君
保健福祉課	長	佐藤昌紀	君
産業課	長	村上豊	君
建設水道課	長	本間好晴	君
幼児センター	長	宮田誠市	君
教育次	長	佐々木容子	君

總	務	係	長	高	野	龍	治	君
財	政	係	長	人	見	完	至	君
土	木	係	長	川	上	哲	也	君

○出席事務局職員

事	務	局	長	藤	田	克	禎	君
議	事	係	主任	中	村	貴	人	君
兼	總	務	係					
主任								

開会 午前 9時55分

○議会事務局長（藤田克禎君） それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員9名が出席されております。

説明員は、町長以下15名の出席でございます。

以上でございます。

#### ◎開会の宣告

○議長（逢見輝統君） ただいま事務局長報告のとおり9名の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

ただいまから平成27年第1回古平町議会臨時会を開会いたします。

#### ◎開議の宣告

○議長（逢見輝統君） 直ちに本日の会議を開きます。

#### ◎町長挨拶

○議長（逢見輝統君） 町長から挨拶がございます。

○町長（本間順司君） 皆さん、おはようございます。いつもは臨時会ではご挨拶申し上げないのですけれども、後で議員協議会がございますので、臨時会の前に一言ご挨拶をさせていただきたいと思っております。

最近の高温で大分雪解けが進んでおります。しかしながら、12月、1月にかけて大変大雪ということでございまして、ことしもやはり除雪経費が足りないということで、今回補正ということをお願いするわけでございます。ちなみに、きょう現在の降雪累計ですけれども、昨年より44センチ多い9メートル33センチということでございます。それから、積雪深でございますけれども、1メートル41センチということで、これは昨年より24センチ少なくなっておりますけれども、昨年の16日から21日にかけて連続して降雪がございました。6日間で1メートル13センチという降雪量がありましたので、そういう関係で積雪深は去年よりは少なくなっているわけでございますけれども、この天気がもう少し続いてくれればいいかなというふうに思っております。

昨年のきのう、水産加工場関係の破綻が発覚したわけございまして、あれから1年たつわけでございます。現在も未処理の事案がたくさんございまして、我々も鋭意努力して解決に進んでいるところでございますけれども、もう少し時間がかかるかなというところでございます。おかげをもちまして、倒産した会社の中にも再興するというような会社もございまして、少しは明るいニュースがあるわけでございますけれども、まだまだ軌道に乗るまでは時間がかかるかなということでございますので、これからも議員の皆さんのご協力をお願い申し上げまして、一言簡単でございますけれども、私からのご挨拶にかえさせていただきます。きょうは大変ご苦労さまでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（逢見輝統君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、5番、堀議員及び6番、高野議員のご兩名をご指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（逢見輝統君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（逢見輝統君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、平成26年度1月分、2月分の例月出納検査結果、平成26年北後志消防組合議会第1回臨時会結果、平成26年北後志衛生施設組合議会第1回臨時会結果、平成27年第1回後志広域連合議会臨時会結果、平成27年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第1回定例会結果の5件でございます。

内容については、お手元に配付の資料をもってかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

○議長（逢見輝統君） 日程第4、議案第1号 平成26年度古平町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま提案のありました議案第1号 平成26年度古平町一般会計補正予算（第9号）につきまして提案理由のご説明をいたします。

本件につきましては、3点の内容がございます。先ほど町長のほうからの挨拶にもありましたように、ことしも12月、1月と大雪でございましたので、その関係の除排雪経費の増額補正でございます。2点目としましては、丸山川の護岸の工事、現在施工してございますが、その関係の部分での提案でございます。3点目は、乳幼児、児童の医療費の助成、これがことし11月、12月とかなり増額してございますので、その部分の増額補正でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,097万2,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ36億1,333万1,000円とするものでございます。

款項区分ごとの金額につきましては、第1表のほうにお示ししてございます。

また、今回繰越明許費を設定させていただきますので、第2条に記載しておりますように、経費

につきましては第2表のほうでお示ししてございます。

地方債の補正につきましても、乳幼児関係のほうで起債が増額になりますので、第3表のほうでお示ししてございます。

それでは、事項別明細の歳出のほうからご説明いたします。7ページ、8ページをお開きください。2款1項5目財産管理費、既定の予算に353万5,000円を追加して、3,403万9,000円とするものがございます。委託料でございます。町有建物の除排雪委託料、予算では300万円見てございますが、倍増の653万5,000円としたいものがございます。建物としましては各種、役場庁舎、文化会館、元氣プラザ、海洋センター、あと各集会所の関係、もろもろ網羅してございます。ちなみに、今年の委託料の決算としましては、479万6,000円かかってございます。ざっと480万円かかってございます。今回も大雪で、昨年より実施している稼働時間が長いということで、年度末までの所要を見込みまして増額させていただきたいものがございます。

続いて、3款2項4目乳幼児等医療対策費、既定の予算に243万7,000円を追加して、1,088万円とするものがございます。これにつきましては、12月でも増額補正してございますが、その後12月分、1月分の医療費がそれぞれ100万円を超えておりまして、3月までもたないということで、所要の経費計算しまして243万7,000円を追加させていただきたいものがございます。

続いて、8款2項2目道路除雪費、既定の予算に5,000万円を追加して、1億4,871万2,000円とするものがございます。除排雪の委託料でございますが、今年の決算額としましては8,874万6,000円、約8,900万円かかってございます。ことし1月末日現在では降雪が昨年よりも多いということで、昨年より66センチ多い7メートル77センチ、先ほど町長のほうからは最新情報で本日現在9メートル33センチということで、昨年より1月末現在では1割ほど多く降ってございます。また、除雪の出動につきましても1月末現在、ことしは25回、昨年は16回ということで5割ほどふえてございます。それと、増額の要因としましては、労務単価のアップがございまして、そして、ことしは消費税が5%から8%になったということで、3ポイント上がった部分もかなり大きい金額となっております。補正後の金額1億円とさせていただきたいものがございます。

続きまして、3項2目河川維持費、既定の予算に500万円を追加して、2,778万円とするものがございます。丸山川の河口護岸改修工事でございます。当初2,000万円を組んでございましたが、設計変更が必要となってきました。理由としましては、冬場の工事でございますので、想定以上、かなり波はあるだろうと思っておりましたが、想定を超えるような波が連日ございますので、それに対する対策として河口の部分に消波ブロックを置くということ、また排水のための水中ポンプの設置、そしてあと擁壁、掘削しておりますけれども、掘削土のほうがそのまま埋め戻しができないような、実際掘削してみても大粒の玉石まじりでございますので、それに置きかえる土砂が必要となったということで、総額500万円の追加をさせていただきたいものがございます。それと、これにつきましては工期のほうも、当初は3月13日までの工期でございましたが、重機の足場の部分が悪いと。先ほどの大粒の玉石まじりだとかで足場が悪いもので、足場の部分残して施工して、でき上がってから足場を移して、もとの足場の部分を工事するというので、工期のほうを4月末まで延長したいと考えてございます。

続きまして、歳入のほう、5ページ、6ページをお開きください。17款2項1目財政調整基金繰入金、既定の予算に5,700万円を追加して、7,350万円とするものでございます。これにつきましては、歳出の経費につきまして財源を確保するために財調のほうから取り崩すということでございます。最終的に予算上では、財調の残高としましては5億9,500万円ほど今回の補正で残高となります。

続きまして、19款4項2目雑入、既定の予算から2万8,000円を減額して、2,132万1,000円とするものでございます。その他収入のほうで財源調整させていただいております。

最後に、20款1項1目民生債、既定の予算に400万円を追加して、1,570万円とするものでございます。乳幼児・児童医療費の起債でございます。過疎債のソフトを充てておりますが、400万円を増額するというものでございます。

最後に、4ページのほうをお開きください。先ほど丸山川のほうで工期が延長になるということで、繰越明許費というものを設定しなければならなくなりました。第2表ということで新しく設けてございます。事業費全体としましては、先ほどの補正で2,500万円となっております。そのうち前払い金の部分を差し引きます。前払い金が540万円でございますので、差し引き1,960万円を翌年度平成27年度の会計のほうに繰り越すというものでお願いするものでございます。

第3表は地方債補正、乳幼児医療の増額でございます。

以上、提案理由の説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、この際討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、これから議案第1号 平成26年度古平町一般会計補正予算（第9号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5 議案第2号

○議長（逢見輝統君） 日程第5、議案第2号 古平町地域福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ただいま上程されました議案第2号 古平町地域福祉センターの指定管理者の指定について提案理由の説明をいたします。

9ページと、それから議案第2号から第5号説明資料を配付されているかと思いますが、両方をごらん願います。本件は、平成24年4月1日からの3年間を指定期間として実施しております古平

町地域福祉センターの管理指定が、本年3月31日をもってその指定期間が満了することに伴い、平成27年4月1日以降の管理について、当該指定管理について平成18年度からの実績者であります社会福祉法人古平町社会福祉協議会に対し、古平町公の施設に係る指定管理者の手續等に関する条例第2条ただし書きに基づく当該条例施行規則第2条第2項第2号の規定に合致するものとして、平成26年10月11日に公募によらず指定管理者の候補者として指名したところ、同年11月10日、当該法人から指定管理者の指定申請があり、同年12月26日、田口副町長を委員長とし、ほか4名の委員による選考委員会が開催され、審査の結果、説明資料のとおり、まず古平町地域福祉センター指定管理者の指定協議要綱及び仕様書に記載された申請資格及び申請書類の具備要件、それは資料の左側の下から3行目になります、審査方法のうちの上の形式審査の部分です。それと、当該条例の第4条に規定する選定基準に基づいた審査項目、着目点の全ての項目が要件を満たしているものと報告を受けたところであり、それについては、審査方法の下欄、評点審査、今回は点数によらず、要件を満たしているかないか、マル・バツ形式で審査をしてございます。それらの審査内容、評点審査結果表というものが資料の右側でございます。選定基準①から⑤、それに基づく審査項目、審査項目に当たっての着目点、細かく着目点を置きまして、それらの内容について審査の結果、一番右側の欄、地域福祉センターとございますが、全てにおいて満たしているという判断になってございます。この報告を受けたことから、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定したく、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案9ページに戻っていただきまして、記として、1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、古平町地域福祉センター。

2、指定管理者となる団体、(1)、法人住所、古平町大字浜町711番地、(2)、法人名、社会福祉法人古平町社会福祉協議会、(3)、代表者職氏名、会長、加我孝芳。

3、指定の期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、この際討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

これから議案第2号 古平町地域福祉センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

○議長（逢見輝統君） 日程第6、議案第3号 古平町温泉保養センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○産業課長（村上 豊君） それでは、ただいま上程されました議案第3号 古平町温泉保養センターの指定管理者の指定について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの古平町温泉保養センター指定管理者の契約が満了することに伴うものでございます。

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

記といたしまして、1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、古平町温泉保養センター。

2、指定管理者となる団体、住所、札幌市中央区北6条西22丁目2番7号、法人名、株式会社東洋実業、代表者職氏名、代表取締役、横田正弘。

指定期間でございますが、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3カ年でございます。

それでは、先ほどの議案第2号の説明資料と同じ説明資料をお開きください。それでは、指定管理者の候補者の選定内容でございますが、温泉につきましては公募により株式会社東洋実業1社が申請してございます。募集期間につきましては、平成26年11月20日から平成26年12月19日までの30日間でございます。選定委員会を平成26年12月26日に開催いたしまして、副町長を委員長として、総務課長、財政課長、保健福祉課長、そして私産業課長の5名の委員で構成する選定委員会を開催いたしまして、各項目により審査いたしました。

審査の方法でございますけれども、形式審査と評点審査の2通りで審査いたしました。形式審査につきましては、申請資格及び申請書類を審査いたしました。評点審査につきましては、審査書類に記載された内容について評点審査し、それと右の評点審査結果表に従い、選定基準、審査項目及び着目点について要件を満たしているかのマル・バツの是非について評価し、審査いたしました。

次に、候補者として選定した理由でございますが、審査の結果、全項目の要件を満たしており、安全・安心な施設管理と利用者のニーズに合った事業運営ができるため、指定管理者として最適であると評価いたしました。なお、審査結果は右の表のとおりでございますので、よろしくご審議、決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、この際討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

これから議案第3号 古平町温泉保養センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。



お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第4号

○議長(逢見輝統君) 日程第7、議案第4号 古平町あいらんど広場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○産業課長(村上 豊君) ただいま上程されました議案第4号 古平町あいらんど広場の指定管理者の指定についての提案理由をご説明申し上げます。

これも温泉と同じく、平成24年4月1日から平成27年3月31日までのあいらんど広場指定管理者の契約期間が満了することに伴うものでございます。

それでは、地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

記といたしまして、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、古平町あいらんど広場。

指定管理者となる団体、住所、東京都新宿区西新宿6丁目22番1号、法人名、太平ビルサービス株式会社、代表者職氏名、代表取締役社長、狩野伸彌。

指定期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3カ年ということでございます。

続きまして、先ほどの説明資料をお開きください。それでは、指定管理者の候補の選定内容でございますが、温泉と同じく、公募により太平ビルサービス株式会社1社が申請してございます。募集期間については、同じく平成26年11月20日から平成26年12月19日までの30日間でございます。選定委員会の開催については、温泉と同じく平成26年12月26日に開催し、選考委員についても同じ委員で構成され、審査の方法につきましてはパークゴルフ場と旅行村を同時に形式審査と評点審査いたしました。その評点審査の結果は、右の欄の評点結果表のとおりとなっております。

次に、候補者としての選定理由でございますが、温泉と同じ理由ということで省略させていただきます。よろしくご審議、決定賜りますようお願いいたします。

○議長(逢見輝統君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番(堀 清君) 管理者の指定なのですが、財務内容的なものをできれば、去年の決済で構わないですから。パークのほうで。

○産業課長(村上 豊君) 収支なのですが、パークは赤字ということになっております。ちょっとあれなのですが、家族旅行村とあわせての形なものですから、それでいきますとある程度の、やや黒字という形の収支でございます。

○5番(堀 清君) まず、同様としては、家族旅行村とあわせて何とかということなのですが、別な業者が出てこないということは、そういう形のものも結構あると思うのですが、

金銭的な形の中で業者が間に合う形というのは絶対とっていかなければだめだと思っておりますけれども、今後の考え方がもしありましたら。

○産業課長（村上 豊君） 収支の件なのですけれども、経営努力していただいて、うちのほうもある程度赤字の補填という形は、はっきり言って過去の経緯と照らし合わせて収支なり経営状態を把握いたしまして、それに見合うような形で、こちらの太平ビルのほうもかなり経営努力しておりますので、そういう形で今うちのほうとしてはそれに見合うような最低限の形のもは今回予算計上する考えであります。

○議長（逢見輝統君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第4号 古平町あいランド広場の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第5号

○議長（逢見輝統君） 日程第8、議案第5号 古平家族旅行村の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○産業課長（村上 豊君） それでは、ただいま上程されました議案第5号 古平家族旅行村の指定管理者の指定についての提案理由をご説明申し上げます。

これもパーク、温泉と同じく、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの指定管理者の契約が満了となるものでございます。

それでは、地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

記といたしまして、1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、古平家族旅行村。

2、指定管理者となる団体、住所、東京都新宿区西新宿6丁目22番1号、法人名、太平ビルサービス株式会社、代表者職氏名、代表取締役社長、狩野伸彌。

3、指定期間でございますが、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3カ年といたします。

なお、指定管理者の候補の選定内容については、先ほどのあいランド広場と旅行村はセットでの

管理でございますので、あわせて指定管理者の公募でありますので、選定委員会の開催及び審査についてもパークとあわせて審査させていただきましたので、候補者としての選定理由については、あいランド広場同様の選定理由でございます。よろしくご審議、決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

この際、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） なしと認めます。

これから議案第5号 古平家族旅行村の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（逢見輝統君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成27年第1回古平町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時33分

上記会議の経過は、書記  
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員